

米海兵隊員による傷害事件に対する抗議決議

沖縄警察署は、11月11日午前5時30分頃、本町美浜のビル駐車場で自営業の男性に対して背後から頭部付近を殴打し、また、ビリヤードキューで頭部及び顔面付近を数回殴打するなどの暴行を加えたとして、米軍キャンプ・ハンセン所属の海兵隊上等兵（20歳）を緊急逮捕した。被害状況は、加療日数不明の顔面打撲及び両手指先、右膝、左足拇指擦過等となっている。

一部マスコミ報道によると、容疑者は酒によっていて、調べに対し「何もやってない」と容疑を否認しているが、事実であればリバティー制度にも違反している可能性がある。

本町議会においては、去る11月3日に同美浜地域の路上で飲酒運転をしたとして、キャンプ・フォスター所属の伍長が現行犯逮捕される事件があり、11月9日の臨時議会で、全会一致で関係機関に対し抗議要請決議をしたばかりである。また、7月29日にも米軍人による飲酒絡みの傷害事件に対しても抗議要請を行ったにもかかわらず、未だ、回答が得られてない。

日米両政府が、繰り返す「綱紀粛正」、「再発防止」、「教育の徹底」は、実効性を伴うことなく、根本的な解決に繋がらず、極めて遺憾である。

よって、本町議会は町民・県民の生命・財産・安全を守る立場から米軍及び関係当局に対し厳重に抗議するとともに、下記事項を速やかに実現するよう強く要求する。

記

- 1 被害者に対し真摯に謝罪し、完全な補償を行うこと。
- 2 被疑者を厳正に処罰し、米軍人・軍属の綱紀粛正を徹底すること。
- 3 リバティー制度の緩和措置を撤回し規制を強化すること。
- 4 被疑者の沖縄での居住地と在留期間を明確に示し、事件の再発防止と具体的な解決策を日米両政府で早期作成し、公表すること。
- 5 日米地位協定の抜本的な改定を早急に行うこと。
- 6 日本国の憲法・法令を尊重し、米軍人・軍属に対する基地内外での基準や罰則を国内法に合致させるよう早急に改定すること。

以上、決議する。

平成30年11月26日

沖縄県中頭郡北谷町議会

あて先

駐日米国大使 米太平洋軍司令官 在日米軍司令官 在沖米四軍沖縄地域調整官
第3海兵遠征軍司令官 在沖米国総領事